

令和 7 年

郡山市教育委員会

4月定例会議事録

令和 7 年 郡山市教育委員会 4 月定例会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 1 時 30 分

場 所 郡山市教育委員会室（郡山市役所本庁舎 5 階）

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 藤 田 浩 志
職務代理者

委 員 阿 部 亜 巳 委 員 田 中 里 香

委 員 見 越 大 樹 委 員 佐 々 木 貞 子

出 席 者	教育総務部長	渡 部 洋 之
	学校教育部長	二 瓶 元 嘉
	教育総務部次長兼総務課長	武 田 正 俊
	学校教育部次長（（併）こども部次長）	宗 形 直 美
	こども部次長（（併）学校教育部次長）	伊 藤 克 也
	生涯学習課長	吉 成 和 弘
	中央公民館長	片 平 力 也
	中央図書館長	若 穂 囲 豊
	美術館館長	永 山 多 貴 子
	学校管理課長	遠 藤 修
	学校教育推進課長	佐 藤 崇 史
	教育研修センター所長	吉 田 圭 輔
	総合教育支援センター所長	石 井 研 也
	教育総務部総務課長補佐	鹿 俣 洋
	学校教育部学校管理課長補佐	阿 部 義 登
	教育総務部総務課総務管理係長	安 彦 直 人

書 記 鈴 木 基 裕

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 21 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）

議案第 22 号 郡山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

報告第 5 号 専決処分事項の報告について（訓令改正）

5 そ の 他

（１）教育長職務代理者が教育委員会事務局の職員に委任する事務について

（２）学校徴収金取扱に関するガイドライン

（３）令和 6 年度児童生徒の交通事故発生状況

（４）令和 6 年度 月別不登校児童生徒数の状況について

6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。
只今から、郡山市教育委員会令和 7 年 4 月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、令和 7 年 3 月定例会及び令和 7 年第 1 回臨時会の議事録の承認についてですが、何か御意見はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 7 年 3 月定例会及び令和 7 年第 1 回臨時会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、私から 4 件報告させていただきます。
資料 1 を御覧ください。資料 1 につきましては、4 月 9 日に県庁で実施されました令和 7 年度福島県市町村教育委員会教育長会議の内容となっております。県の令和 7 年度の教育施策等について説明がありました。
次に資料 2 を御覧ください。資料 2 につきましては、4 月 9 日に実施され

ました令和7年度福島県都市教育長協議会定期総会の内容となっております。

次に資料3を御覧ください。資料3につきましては、4月11日に実施されました福島県市町村教育委員会連絡協議会令和7年度第1回理事会の内容となっております。藤田教育長職務代理者も副会長として理事会に参加しております。令和8年度の県教育委員会等への要望事項等について協議を行いました。

次に資料4を御覧ください。資料4につきましては、4月15日に実施しました令和7年度第1回郡山市立学校長会議の内容となっております。私から第4期郡山市教育振興基本計画を踏まえ、3つの視点から説明いたしました。校長、副校長と協力して、今年度の各種事業を推進していくことを確認いたしました。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長

続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第21号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第22号「郡山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」以上、議案2件及び報告1件が提出されております。

議事の「議案第22号」については、人事案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。議事の「議案第22号」の案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第22号」については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「5 その他」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議なしと認め、はじめに、議案第21号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、事務局の説明を求めます。説明は総務課長に

一括してお願いしますが、委員の皆様から質問等があった場合には各所属長から説明をお願いします。

総務課長 議事の概要の1ページを御覧ください。令和6年度末の専決補正予算についてであります。年度末の事業費の確定及び国の補助交付金の額の確定に伴いまして、歳入歳出予算の整理を行ったものであります。
説明は、以上でございます。

教育長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。
「議案第21号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、「議案第21号」については、原案のとおり決しました。次に、報告第5号「専決処分事項の報告について(訓令改正)」、事務局の説明を求めます。

総務課長 報告第5号「専決処分事項の報告について(訓令改正)」であります、
「郡山市教育委員会における行政組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令」の改正でございます。教育委員会の令和7年4月1日付け行政組織改編に伴い、関係する5つの訓令を一括して改正したものでございます。具体的には、郡山市立中央公民館に郡山市勤労青少年ホームを統合したことに伴い、郡山市勤労青少年ホームに関する規定を削除し、その他規定の整備でございます。この訓令の施行期日は、令和7年4月1日です。説明は、以上でございます。

教育長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。「報告第5号」については、原案の

とおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「報告第5号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長 次に「5 その他」に入ります。(1)「教育長職務代理者が教育委員会事務局の職員に委任する事務について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 教育長事務の委任についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定には、「教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と明記されており、本市教育委員会では藤田職務代理者にその職務を担っていただいております。新たな教育長が任命されるまでの間、教育長の事務については、郡山市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則第2条の規定により、教育委員会の会議の招集及び運営に関する事務は、藤田職務代理者に行っていただき、それ以外の事務は、同規則第3条の規定により、渡部教育総務部長への委任により行っていきたいと考えております。ただし、渡部教育総務部長に委任された事務のうち、重要な案件については、事前に藤田職務代理者に相談し、指示を受けて対応をすることとなります。以上、説明いたします。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に(2)「学校徴収金取扱に関するガイドライン」について、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 学校管理課作成のガイドラインについて御説明いたします。学校徴収金取扱に関するガイドラインについてであります。本年3月に策定し、4月に各学校に発出したものであります。策定の趣旨としましては、教育活動費は、施設の維持・管理や教科指導に係る経費(公費)と受益者負担の考えに基づく経費(私費)とに区分されるところであります。各学校において公費と私費の負担区分を誤って処理している事例が発生している現状から負担区分を明確にし、学校徴収金の適正な管理と取扱を求めて本ガイドライ

ンを策定したところであります。詳細は後ほど、資料を御覧ください。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 ガイドラインの位置付けについてですが、ガイドラインは郡山市教育委員会が策定し、市内の小中学校を対象に周知するということによろしいでしょうか。

学校管理課長 市内の市立学校が、ガイドラインに基づき学校徴収金を適正に取り扱うよう求めるものでございます。

阿 部 委 員 資料に教育活動に係る経費の負担区分例がありますが、どちらに区分されるか判断が難しいものもあるかと思います。最終判断は、各学校長に委ねられているのでしょうか。

学校管理課長 微妙な判断をするものも含まれていると存じます。基本的には校長の判断によりますが、内容によっては教育委員会に相談してもらい、進めてまいりたいと考えております。

阿 部 委 員 どこまでを公費とし、どこまでを保護者の負担とするかは、長年問題となっていることだと思います。保護者と学校の間で議論、トラブルになる背景となるのが、保護者が負担しなければならないものなのか疑問を抱えながら、疑問が解消されないままに、学校からのお便りに基づき納めてきたということがあるかと思います。今回、ガイドラインを策定し、各学校で差がなく、統一的に行うのは良いことだと考えております。最終的な判断を校長が行うのであれば、校長からも学校からも、積極的に、こういう目的でこういう教育活動をしていきたいので、保護者の皆様に負担をお願いしたいという説明を 機会あるごとに今まで以上に、丁寧に行う必要があると強く感じております。 また、私費負担でも、削減できるものもあると思います。自由に選択できるものもあるのですが、運動着、上履き、算数セット等、学校が指定をするにしても、もっと安価に入手できないか、学校、教育委員会側がイニシアティブをとって検討していく必要がある問題だと思います。

学校管理課長 先日の校長会議の中で、保護者の皆様から十分御理解をいただけるよう説明責任を果たしていくこと、保護者負担の軽減については今後も意識的に

取り組んでいくことを校長に対して説明したところでございます。重要な点ですので、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えております。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

見 越 委 員 体操服等を無償にはできないのでしょうか。工学部では、土木工学科で作業着にスポンサーをつけて、無料で作業着を配っています。市立学校でも同じ取り組みができれば良いと思いました。

教 育 長 見越委員から御意見をいただきましたので、御意見として受け止めてください。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

藤田職務代理者 私の学校では、私が着ていた体操服と、息子が着ていた体操服が同じでした。学校と連携し、業者からいくつかの案を提出してもらい、アンケートをとる等、私がPTA副会長、会長となったとき、時代に合う体操服にするよう、PTAでイニシアティブをとり、体操服を変えた経験があります。体操服は必ず必要なものですが、各学校によって負担割合が異なり、小規模校だと高価になります。市としてとりまとめたほうが良いのではないかと思います。スポンサーを募ることもいいアイデアだと思います。体操服の選定がこういったルールで行われるのかも含めて整理したほうが良いと思いました。

教 育 長 藤田職務代理者から御意見をいただきましたので、御意見として受け止めてください。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に（３）「令和６年度児童生徒の交通事故発生状況」について、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 令和６年度児童生徒の交通事故発生状況について、御説明いたします。令和６年度の交通事故総数は４５件となっておりまして、令和５年度の５１件か

ら6件減となっております。45件中、自転車乗車中の事故は、27件となっております。自転車乗車中の事故のうち、学校管理下内における小学生の事故は0件、中学生は10件でしたが、全員がヘルメットを着用しております。学校管理下外となりますと、小学生の事故は13件、そのうちヘルメットを着用していた小学生は11名、着用率85%となっております。中学生については、4件発生しており、そのうちヘルメットを着用していた中学生は0名で、着用率0%となっております。飛び出しの案件も17件と多いことから、中学生のヘルメットの着用、道路の横断における飛び出し等が課題であると認識しております。例年、5月に交通事故が多い状況にあります。今年度も、春の交通安全期間中に、中学生が自転車乗車中に、大きな事故にあっております。4月14日に緊急通知で注意を呼びかけ、さらに、4月15日の校長会議におきましても、自転車乗車時のヘルメット着用の徹底、事故発生時にヘルメット着用をしていると重症や死亡のリスクが低くなる、また道路横断の際の安全確認の徹底と、飛び出しを絶対にしないことについて、児童生徒や保護者に繰り返し周知するよう、校長先生方をお願いしているところでございます。今年度も児童生徒の交通事故防止に向けまして、毎学期発出します交通事故の分析の指導用資料を基に、各学校がそれぞれの実態、児童生徒の発達段階に応じて具体例をあげながら指導できるよう支援してまいりたいと思います。以上、説明いたします。

田 中 委 員 ヘルメットの着用は義務でしょうか。

学校教育推進課長 努力義務ですが、ヘルメットの着用を呼びかけております。登下校時は、ヘルメットを着用していますが、学校管理下外、一度帰宅してから遊びに行く等の場合は、ヘルメットの着用率が低いのが実態です。高校生についてもヘルメットの着用が進んでおりますので、学校管理下外においても、小中学生のヘルメットの着用を呼びかけていきたいと考えております。

田 中 委 員 相手に怪我を負わせた事故も含まれるのでしょうか。

学校教育推進課長 相手に怪我を負わせた事故も含まれておりますが、令和6年度につきましては、相手に怪我を負わせた事故はございません。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

藤田職務代理者 今朝のニュースでもありましたが、自転車の青切符が来年からスタートするため、今年度中から指導が必要と思いますが、今後の予定について教えてください。

学校教育推進課長 ヘルメットの着用も含めて、適切な時期に準備ができるよう、校長会議だけでなく様々な場面で、各学校等に周知していきたいと思います。

藤田職務代理者 こういった行為をすると何千円とられるといったことは、児童生徒には具体的に響くものですので、自分ごととして感じる事ができる工夫ができればいいと思います。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に(4)「令和6年度 月別不登校児童生徒数の状況について」、事務局の説明を求めます。

総合教育支援センター所長 令和6年度月別不登校児童生徒数の状況について御説明いたします。令和6年度の不登校者数は、小学校 330 名、中学校 573 名、合計 903 名でした。不登校児童生徒数は、平成 30 年度から増加し続けておりましたが、一昨年度 916 名でしたので、13 名減少しました。新たな不登校者数は、小学校 150 名、中学校 172 名、合計 322 名でした。一昨年度と比べまして、76 名減少しており、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで全ての学年において、減少しました。改善傾向者数は、小学校 59 名、中学校 83 名、合計 142 名で、一昨年度と比べまして、25 名増加となりました。昨年度、不登校者数が減少し、新たな不登校者数も減少し、さらに改善傾向者数が増加したことは、教育委員会としての地道な取り組み、各学校が心身の健康状態を可視化するツール、不登校対策シートを活用しながら、丁寧かつ寄り添った対応が改善に導いたと考えております。先日行われました校長会議におきましては、各学校の丁寧な取り組みへの感謝の言葉を伝えるとともに、今後におきましても、心身の健康状態を可視化するツールや、不登校対策シートの活用をするとともに、教育相談の充実、当センターの各種事業の活用、関係機関との連携により、不登校の未然防止、改善に向けた寄り添った支援をお願いしたところであります。今後におきましても、不登校の実態把握に努めるとともに、不登校児童生徒が通級するふれあい学級、方部

分室、サテライト分室等の機能の更なる充実や、保護者支援に努めてまいります。以上でございます。

見 越 委 員 1 点目ですが、新たな不登校児童で小学 5 年生が一番多いのですが、理由を把握しているのでしょうか。

総合教育支援センター所長 全体的な傾向ですが、3 年生、5 年生等、クラス替えがある学年が不登校児童が多い傾向にあります。具体的な理由につきましては、それぞれの学校で状況が異なりますので、不登校対策シートを活用しまして、いつから不登校になったのか、各学校で集計をし、その原因が何か、どんな対策をすべきかを各学校で分析し、共通理解を図り、取り組んでいるところであります。

見 越 委 員 2 点目ですが、長欠者の家庭の状況で、母子家庭の長欠者の数が多いですが、もともと母子家庭の数が多いので、母子家庭の長欠者の数が多いのでしょうか。長欠者は、母子家庭が多い傾向にあるのでしょうか。

総合教育支援センター所長 母子家庭だから多いというわけではございません。家庭環境に応じて、支援をしているところでございます。総合教育支援センターとしても、母子家庭等において、スクールソーシャルワーカーが間に入り、今までどこもつながっていなかった児童生徒が、総合教育支援センターの適応指導教室に通うことができるようになった事例もございます。このような事例を、先日の校長会議でも紹介し、不登校対策に取り組むよう説明したところです。

見 越 委 員 例えば、祖父祖母と一緒に生活している母子家庭等、いろいろな母子家庭があると思いますので、こういった状況も含めデータとして管理できると思います。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

藤田職務代理者 不登校児童生徒数が減少していることには安心しています。短期的にみれば問題ないのですが、長期的にみると少子化が進み、母数が減っていく、結果的に不登校児童生徒数も減っていくと考えますと、割合が問題になってくると思います。昨年の実数より減ったが、実数が減っているだけで、割合は増えているのでは、分析として間違えてしまいます。不登校児童生徒数の割合のデータも我々にみせていただきますと、正確な傾向を把握できると思います。

総合教育支援センター所長

貴重な御意見ありがとうございます。先日の校長会議時に、1,000 人当たりの不登校児童生徒数を示しました。昨年度は、1,000 人当たり 37.8 人、一昨年度は 1,000 人当たり 37.9 人でしたので、わずかではありますが減少しております。1,000 人当たりの不登校児童生徒数も継続して分析してまいりたいと思います。

藤田職務代理者

説明いただいた不登校児童生徒数の割合のデータを我々に示していただけると助かります。

教 育 長

いただいた御意見を基に、データについては様々な観点から、比較し、傾向を把握できるような工夫をしていきたいと思います。

その他、御意見等がありますでしょうか。

佐々木委員

不登校が改善されたきっかけ等の事例をまとめたものがあると、現場の教職員にとっては、不登校の改善につながるヒントになるのではないかと思います。

総合教育支援センター所長

貴重な御意見ありがとうございます。総合教育支援センターで令和 5 年 3 月に「私の居場所ができた」という資料に学校の実践対策を掲載し、各学校の取組みによりどのように改善したかをまとめました。各学校で様々な取組を行っていますので、改訂作業を進めているところです。

教 育 長

その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長

「5 その他」が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第22号」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認)

教 育 長

本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長 事務局から他にありますか。

総 務 課 長 第４期郡山市教育振興基本計画を製本しましたので、お手元に配布させていただきます。作成に当たり、委員の皆様には、定例会で御審議いただきありがとうございました。

教 育 長 以上で郡山市教育委員会令和７年４月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後２時１０分